

平成26年度 教育委員会の事務の点検・評価報告書

(平成25年度事務事業対象)

I	事務事業の点検・評価の概要について	
1	事務事業評価とは	P 1
2	指宿市教育委員会における事務事業評価制度	P 1
3	評価対象事務事業について	P 4
II	事務事業の点検・評価の内容及び結果について	
1	評価の観点	P 5
2	観点別評価	P 5
3	評価の結果	P 5
III	外部評価委員の意見及び提言	
	【教育総務課】	P 6
	① 転入教職員宣誓式開催事業	
	【学校教育課】	P 7
	② 子ども司書養成講座事業	
	【社会教育課】	P 8
	③ 郷土芸能保存会の育成	
	【市民スポーツ課】	P 9
	④ 市体育協会への支援	
	参考資料	
	○ 指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱	P 10
	○ 指宿市教育委員会外部評価委員会委員名簿	P 11

平成27年1月

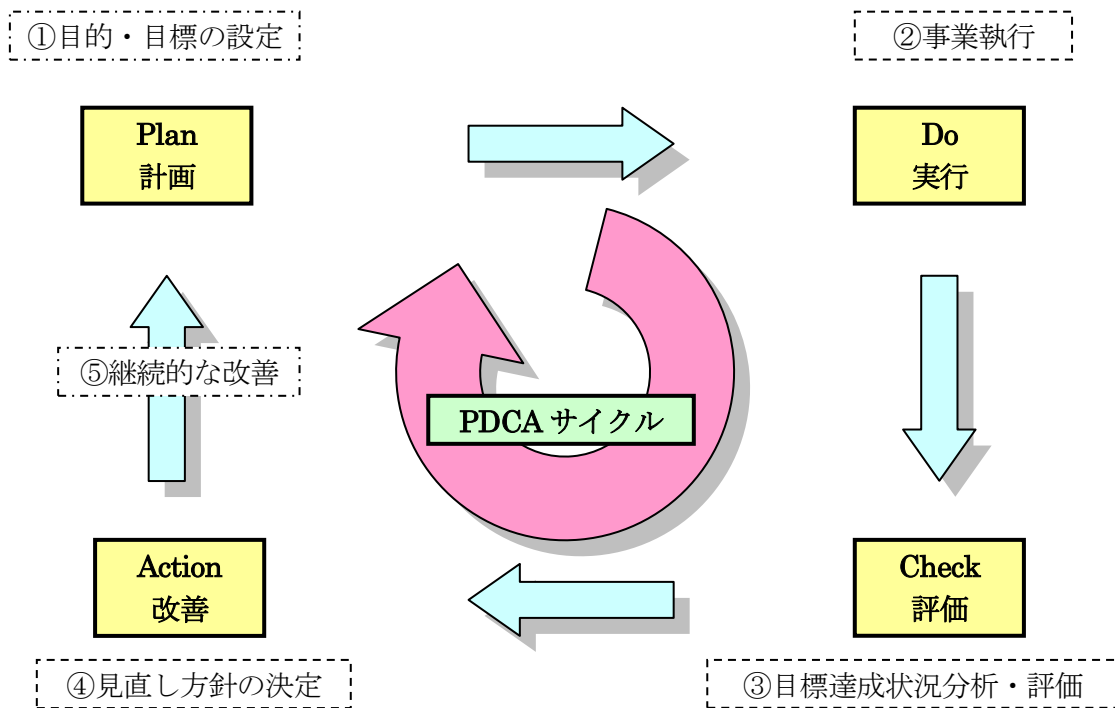
指宿市教育委員会

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA (Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善) という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、指宿市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度を導入しております。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

- ① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底
事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。
- ② 効率的で質の高い行政の実現
教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。
- ③ 成果重視の行政の実現
成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

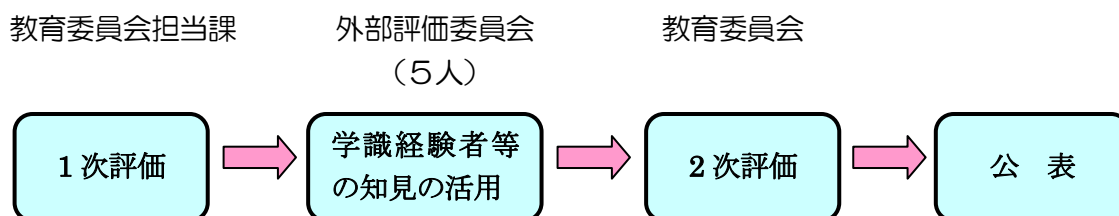
(3) 評価対象事務事業

指宿市総合振興計画及びそれに基づいた指宿市教育行政施策事業で、前年度から引き続き実施している事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、外部評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

- | | | |
|-------|-----|---|
| 平成26年 | 6月 | ・点検・評価の対象テーマの設定
・事務事業評価シートを作成 |
| | 7月 | ・1次評価の実施（教育委員会事務局） |
| | 8月 | ・第1回外部評価委員会（制度説明，事業説明）
・外部評価委員からの意見・提言 |
| | 9月 | ・評価委員の意見等への対応 |
| | 10月 | ・第2回外部評価委員会（評価委員の意見聴取） |
| | 12月 | ・教育委員への説明
・2次評価の実施（教育委員会） |
| 平成27年 | 1月 | ・議会へ報告書提出
・評価結果の公表（市ホームページ等） |

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や外部評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	<ul style="list-style-type: none">・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か。(ニーズの度合)・ 上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か。(目的妥当性の度合)・ 市が関与しなければならない事務事業か。(公共性・公益性の度合)
効 率 性	<ul style="list-style-type: none">・ 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られているか。(費用対効果の度合)・ 効率的な方法で事務事業を実施しているか。(同じ経費でもっと効率的な方法はないか。)・ 活動量に対してコストの削減余地がないか。(コストを下げる工夫はなされているか。)
有 効 性	<ul style="list-style-type: none">・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか。(上位施策に対する貢献度はどの程度か。)・ 成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か。(達成度合)・ 目的を達成するための手段(実施方法)は有効か。(手段の有効度合)

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

番号	課名	重点項目	施策	事業名
1	教育総務課	1 教育委員会の活性化	(3) 教育委員会運営の充実	④ 転入教職員宣誓式開催事業
2	学校教育課	4 子ども読書活動の推進	(1) 各学校の読書活動の推進	③ 子ども司書養成講座事業
3	社会教育課	11 文化財の保存・活用	(3) 無形民俗文化財保護 伝承活動の推進	① 郷土芸能保存会の育成
4	市民スポーツ課	2 競技団体等の育成・充実		① 市体育協会への支援

事務事業の点検・評価の内容及び結果

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ，公共性・公益性），効率性（費用対効果，コスト削減），有効性（貢献度，目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
①転入教職員宣誓式開催事業	妥当	見直し必要	見直し必要
②子ども司書養成講座事業	妥当	見直し必要	見直し必要
③郷土芸能保存会の育成	妥当	妥当	妥当
④市体育協会への支援	妥当	妥当	妥当

3 評価の結果

事業名	評価（まとめ，課題等）
①転入教職員宣誓式開催事業	<p>宣誓式については，転入教職員に職責を自覚していただく機会として有効であるため，現状のまま継続する。</p> <p>茶話会については，本市に愛着を持って職務に取り組んでいただくため，「おもてなし」の内容を充実させる。市内の産業関係団体へ特産品の提供を依頼し，市ぐるみの取り組みとするとともに，本市の産業を積極的にPRする。</p> <p>また，本市の郷土芸能や子ども達に関わる行事等に関する映像や資料等を収集し，転入教職員に紹介できるように取り組む。</p>
②子ども司書養成講座事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会活動（委員会活動），生徒会専門部活動との関連を考慮すると，学校において読書活動の中心となる小学校5・6年，中学校1・2年を対象とする。（小規模校で希望者が少ない場合は，4年生も可とする。） ・指導者の研修の場を確保（学校図書館事務職員部会の充実，打合せの充実等）し，意識の高揚を図る。 ・多くの児童生徒が希望し参加できるよう，送迎や開催場所の検討を行う。 ・参加者のニーズに応えるために，講座内容の工夫や指導者体制の拡充を図る。 ・学校図書館事務職員部会等において，子ども司書の活用を協議題に情報交換を行うなど，積極的な活用を図る。
③郷土芸能保存会の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・地域（郷土芸能団体）・社会教育課との検討の場の設定及び検討・協議の実施 ・郷土芸能基金の積み立てによる遠征費用の確保 ・平成26年度から取り組む，市内の郷土芸能・伝統行事の充実した映像資料の作製
④市体育協会への支援	<p>平成32年の国民体育大会鹿児島大会に向けて，本市からできるだけ多くの選手が国体に参加できるよう，トップアスリートを招いた事業や県指定の本市出身国体強化選手等への支援が必要である。また，本市で開催予定競技の審判補助員等の育成等については，市体育協会と協働して事業の展開を図る必要がある。これらを踏まえて，市体育協会への支援のあり方（補助対象事業の内容）等を見直したい。</p>

平成26年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
教育委員会運営 の充実（教育総務 課）	転入教職員宣誓 式開催事業	<p>転入教職員の宣誓式は、異動をしてきた自覚や新任地での決意を固めていただくために、異動後早期に実施することが望ましいと思われる。この後に実施される茶話会は、転入教職員の集まりを考えると、宣誓式の後が良いと思われるが、異動したばかりで、慣れない状況や新学期における校務多忙な状況、学校によっては、家庭訪問や三者面談など錯綜し、茶話会もお互いの触れ合いや指宿のよさを実感するにいたらないと感じている。日時や内容を含めて、検討をしてもよいのではないかとと思われる。</p>	<p>宣誓式については、新学期の多忙な時期であることから、できる限り短縮して実施できるように内容を検討します。</p> <p>茶話会の日時については、宣誓式とは別の日程で開催した場合、多忙な時期に再度集まることとなり参加者に負担を生じることから、今まで通り宣誓式の後に開催します。</p> <p>また、茶話会の内容については、産業関係団体へ協力を呼びかけて特産品の提供をお願いし、限られた予算の範囲内で本市の産業を広くPRできるように努めます。</p>
		<p>開始時間を遅らせてもらいたい。新任教諭が多く学校に慣れない中、児童への指導等に時間をとったり、遠方からの移動に時間がかかるため。</p> <p>式典内容の簡素化(転入者紹介は教育委員会で読みあげ、その場で起立紹介させてどうだろうか。)</p> <p>茶話会は、自由な情報交換の場になり、ありがたい。協賛企業からの宣伝をかねて商品をいただけないものだろうか。経費節約・宣伝効果も期待できるのではないか。</p>	
		<p>市内18の小中高が一同に会し教職員転入宣誓式及び茶話会が開催されることは、指宿を紹介する映像を上映するなど意義ある事だと思う。併せて、各校区郷土芸能等、生徒、子ども達が関わる行事等の映像も上映し、教職員の理解や協力を得ることも大切な気がする。</p> <p>日程、会場、茶話会等の予算については、特産品を使い、心のこもった妥当な線ではないかと思う。</p>	<p>宣誓式開始前に指宿市の自然や産業、行事等を紹介する内容を、茶話会では歴史や文化を紹介する内容の映像を上映することで、指宿市についての知識を深めていただくように取り組んでおります。</p> <p>今後は、郷土芸能等を紹介するような映像や資料等について調査し、その活用を検討します。</p>
		<p>転入教職員の方々へ職責を自覚していただき、市の産業等の知識を深めていただく「おもてなし」は、今後も実施していただき、茶話会の為の特産品等の無償提供をもっと沢山の企業に提供していただけるような活動をし、市の産業をPRし、子ども達への教育活動にも役立てていけるようにと思います。</p>	<p>市の特産品や産業についてはパンフレットを配付して紹介をしておりますが、茶話会では、実際に特産品を見て、触れて、味わっていただくことでさらに知識を深めていただいております。</p> <p>なお、特産品については産業関係団体からの提供をお願いし、市の産業を広くPRできるように努めます。</p>

平成26年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
<p>各学校の読書活動の推進（学校教育課）</p>	<p>子ども司書養成講座事業</p>	<p>子ども司書養成講座事業については、図書館の管理・運営等について、児童・生徒にもその目的や役割を認識させるための事業として、是非継続してほしいと思っている。また、講座を受講することで、各学校における図書活動のリーダーとして活躍するなど実績も評価できる。各学校の多くの生徒に幅広く受講の機会を与えるためにも、地区や拠点を決めての巡回講座など、講座内容の改善や工夫も必要かと思われる。</p>	<p>【開催地区・内容等】 年間3回（夏季休業中2回、冬季休業中1回）実施される講座を3地区（指宿、山川、開聞）に分けてできるよう計画を立てる。その際、1回は公共図書館を会場とするので、指宿図書館と山川図書館を交互に会場に設定し、それに応じて残りの地区の会場を決定する。数年間の計画を立てることで見通しながら決定できるようにしていきたい。</p> <p>講座内容については、現在、学校図書館や公共図書館内での学習となっているので、フィールドワークで地元の昔話にゆかりのある場所等、現地で学ぶ講座内容を検討していく。</p>
		<p>図書館や開催学校から遠い児童は、本人は参加したくても送り迎えができなくて断念する場合も多いようである。母子家庭等や遠方地の子どもたちへの配慮を含めた対応をお願いしたい。</p> <p>児童が司書講座で取得したスキルを活用するためにも、今後学校図書館の充実や移動図書館の運用までもできれば、より活躍が期待でき、活かせる場が増え、より本に親しむ児童が増えるのではないかと思う。</p>	<p>【日程】 現在、午前・午後2時間ずつの計4時間のプログラムを実施している。午前中のみのプログラムで実施した平成24年度は、「楽しかったけど短かった」等という参加児童・生徒の感想があり、25年度からは改善を図り、現在のようない日程を組んでいる。今後も参加者の増加やニーズに対応した魅力ある講座を展開するためにも、現在の日程による運営が必要であると考えます。</p>
		<p>良い試みだと思いますが、多くの本当に希望する子ども達が参加できるように工夫して欲しいと思います。時期、時間、交通手段等など、親の負担があるために子どもがあきらめることがないようにしてほしいと思います。</p>	<p>【参加者の送迎】 会場から遠方の参加者については、バスでの送迎の体制を整えるなど、参加がしやすいように配慮したい。</p>
		<p>学校での活用について、司書(補)、学校司書教諭の学習も必要だし、学校全体で取り組むように他の教師への理解、周知も必要と思います。中学校などでは、係(図書委員)の生徒との活動との関連もあるのではないかと思います。</p> <p>子ども達が図書館司書の仕事を体験し、活動を通して他の子ども達に読書が広がればと思います。</p>	<p>【子ども司書の活用】 教職員への理解、周知については、現在、毎回実施内容を報告書として各学校へ報告している。学校において報告書による周知をしっかりとってもらうように管理職研修会等で呼びかける。また、子ども司書の活用については、これまで読書集会活動や委員会活動等で読書の楽しさを伝える活動などを行ってきている。</p>
		<p>読書好きな子ども達が司書の仕事の知識や技術を修得し、読書の楽しさ、すばらしさを友達、学校、家庭に広める読書推進リーダーを養成することは大切なことだと思う。市内の講座会場までの往復を保護者が送迎することや、午前・午後のプログラムに昼食の準備が必要となると、参加できる子ども達が限られてくると思われる。市の送迎バスの利用や、午後から実施することは考えられないか。</p> <p>事前打ち合わせ会があつて、当日の運営がスムーズにいったことも良かったと思う。又、三回の講座が指宿地域に片寄らないように開聞、山川、指宿をうまく回してもらえればと思う。</p>	<p>今後は、学校図書館事務職員部会において、協議内容として「子ども司書の活用実践について」を位置付けて、情報交換を行い活用の在り方について充実を図るようにする。</p> <p>また、具体的な取組案として、子どもの司書の推薦図書を紹介（ポップ等）を各学校に巡回展示するなどして、他校の子ども司書の紹介を通して、子ども司書についての理解や興味・関心を高めていきたい。</p>
<p>今後は指導者の人数を増やし、参加できる児童数が増え、司書の仕事等、読書活動の推進ができればと思います。</p>	<p>【指導者体制の拡充】 現在は、学校図書館事務職員や市内の公立図書館職員が講師を担っているが、多くの参加者やニーズに応えるために、今後は、市内小中学校の司書教諭や読書指導係の教諭にも講師依頼を行い、参加募集数を増やして対応を図る。また、講座内容によっては、市外の公立図書館等の講師招聘により、専門的な内容が学べるように対応していきたい。</p>		

平成26年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
無形民俗文化財 保護伝承活動の推 進（社会教育課）	郷土芸能保存会 の育成	<p>郷土の特色を活かした郷土芸能の継続とその活性化に、より力を入れてもらいたい。</p> <p>保存会に入っていない原因を明確にし、多くの芸能保存会が入会できるような出演発表なども調整されたい。</p> <p>今後も港祭りなど他の主催団体とも連携をとり、芸能発表を厳選・偏らないように配慮してほしい。</p>	<p>保存会に参加するかどうかは強制ではないため、今後もその団体の意思を尊重しますが、保存会の目的の一つが発表の機会の確保でもありますから、これまでと同様、未加入団体が一緒に参加できる機会を設けていきます。また、今後も未加入の団体への加入を呼びかけるとともに、未加入の障害があるなら加入できるよう保存会の環境改善を図ります。なお、発表については、会員相互の話し合いにより偏らないよう調整を図っていきます。</p>
		<p>郷土芸能の育成は、とても重要かつ必要だと思います。もっと多くの伝統芸能が各地域にあると思うので、是非復活してもらえたらと思う。子ども達の育成にもとても良い効果があるし、地域の活動の柱にもなると思う。もっと発表する場も設ける必要もあるのではないかと。</p>	<p>途絶えた郷土芸能の復活は、それを担う人がいないという非常に難しい問題があります。郷土芸能保存会は、郷土芸能が途絶えることがないように活動することも一つの目的であります。今後、子ども達の育成に郷土芸能をさらに活用するのも、非常に効果的な方法です。地域における発表については、それぞれの地域で六月灯や敬老会などで発表の機会を持っています。市全体の行事に協力するという意味で、郷土芸能保存会は活動していますので、発表の機会が増えるのであれば、会員相互の調整により、今後も積極的に出演を調整していきます。</p>
		<p>29団体の内、指宿地域が16団体、開聞地域が11団体加入しているのに対し、山川地域は3団体しか加入していない。事務局によると、市の郷土芸能保存会への加入で、出会や事務処理が難しいという問題があるという。しかし、各行事に積極的に参加活動している団体の公民館に尋ねてみると、行事参加の交通費やクリーニング代のことで悩んでいると聞く。今後のことも考えて、その他情報収集活動に力を入れてもらい、各所属公民館へも広報、周知、徹底をお願いしたい。</p>	<p>郷土芸能保存会からの運営補助金は約2万円、出演助成金は2万円です。この補助金だけで、各行事に参加していくのは、団体にとって難しい面があるようです。山川地域の郷土芸能保存団体は、市全体の保存会に加入せずに、独自の活動を実施しているところが数団体あります。加入の問題は、その団体の意思を尊重しなければなりません。今後、加入できるよう積極的に働きかけていきます。</p>
		<p>思った以上の団体があることに驚きました。市民の方々もあまり目にすることが少ないと思うので、いろんな場で披露する機会が増えればと思います。保存するには色々な経費も必要みたいで、もっと予算の確保が必要かと思っています。</p> <p>伝承継続が困難な今、地区だけの活動にとらわれず、市全体への発表の場や学校での授業で披露する場を設けたりと充実した活動ができ、存続が図れていくように願います。</p>	<p>発表の機会については、市の行事を活用してもらっています。郷土芸能の保存について、一番重要なことは、担い手の確保で、これが大きな課題になってきます。いくら予算があり発表する機会があっても、それを担う地域や人が取り組まなければ、その実現も不可能です。市では、今後もそのための方策を、郷土芸能保存会とともに検討していきます。また、保存の一助とするために、平成26年度から郷土芸能の映像化に取り組みます。</p>

平成26年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
<p>競技団体等の育成・充実（市民スポーツ課）</p>	<p>市体育協会への支援</p>	<p>市体育協会への支援については、概ね理解が得られる。各競技団体への支援を含め、選手育成の方法だけでなく、各競技の指導者についても体育協会と連携して育成する方法を検討すべきと考える。</p>	<p>スポーツの普及と競技力の向上を図るため、県体育協会と競技団体が実施する指導員養成講習会の受講を推進するとともにそれに伴う経費等への支援についても検討し、正しい知識と技能を提供できる指導者の育成に努めてまいります。</p>
		<p>今後も不公平感がないような運営・支援をお願いしたい。 会員の少ないもしくは会員が減少傾向にある団体については、改善を求め、それなりの活動実績に応じた支援もしてほしい。</p>	<p>市体育協会から各競技団体への助成金につきましては、実施された事業の実績に対し、内容を精査したうえで支給されており、今後も適正かつ公平な助成に努めてまいります。また、会員の少ない団体につきましては、組織拡大に向けた検討を行ってまいります。</p>
		<p>スポーツ、競技者の人口増及び強化に効果があるのであれば妥当といえる。また、平成32年度の国民体育大会鹿児島大会開催に向けて、選手の育成も必要と思います。又、当市で開催される競技の周知活動を行い、市民に意識付けし盛り上げるようにすることも大事ではないか。</p>	<p>6年後に開催される国民体育大会鹿児島大会に本市から一人でも多くの選手が出場できるように各競技団体と連携して、ジュニア世代の育成に努めていきます。本市では、バドミントンとソフトボール成年女子の部が開催される予定です。正式決定後においては、市民への開催の周知並びに審判補助員及びボランティアの確保に努め、市民総参加の気運を高め、「おもてなしの心」の溢れる大会運営を行っていきたく考えます。</p>
		<p>市内18団体で組織されている市体育協会については、毎年行われている国民体育大会への出場取り組みに合わせ、2020年第75回国民体育大会鹿児島大会へ向け、活発な活動がなされることを期待している。又、技術養成助成金の他、県民体育大会地区大会助成や、駅伝中継所助成、駅伝選手強化助成金など、指宿市を代表する選手の為に活用され、市民と一丸となり盛り上がることを期待している。 スポーツ推進委員については、市民体育祭のマスゲーム指導をいただいているが、高齢化の現代、身近に出来る、転ばない為の体操指導等、地域の為に活動してほしい。</p>	<p>今後も、活動内容につきまして、より一層の充実を図り、スポーツ振興による活気のある町づくりに努めてまいります。高齢者につきましては、年齢を重ねるごとに病気やケガでスポーツを楽しむことができなくなる人が多いのが、現状です。ご提言にありますようにスポーツ推進委員の研修会等で高齢者が気軽に取り組める運動等を探り入れ、地域に還元できるような体制を構築してまいります。</p>
		<p>特に国体へ向け、選手の育成も大切なことと思いますが、指導者等の質の向上等の育成も大切なことだと思います。</p>	<p>委員のご提言にありますとおり、選手の育成と併せ、正しい知識と技術を提供できる指導者の育成にも努めてまいります。</p>

指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、指宿市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指宿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

平成 26 年度 指宿市教育委員会外部評価委員会委員

委員名	所属等
増利裕之	指宿市立指宿商業高等学校長
網屋成人	校長会代表
上川路澄江	社会教育委員の会代表
水流美紀子	市地域女性団体連絡協議会代表
小林芳子	市PTA連合会代表（丹波小PTA副会長）

※ 外部評価委員会設置の根拠法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。